

報告事項 2

公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和4年度事業報告書

(令和4年7月1日から令和5年6月30日)

1. 事業概要

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の不動産に関する専門的な知識と能力を結集し、国民の不動産の表示に関する権利の明確化や不動産取引の円滑化のために、公共事業を中心に適正かつ迅速な処理に寄与する活動を行いました。

5月の連休明けからは新型コロナウイルスへの対応が緩和されたことから、コミュニケーションを取りやすい環境が戻ってきました。6月に開催した研修会では参加者はマスクを着用していましたが、狭あい道路という演題もあってか質問も広がっていました。この狭あい道路については官民間での調整や防災対策が絡んだ問題であり、当協会が寄与できることを知っていただきました。

2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第63条に基づき設立した、当協会の目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を達成するため、次の活動を実施しました。

イ. 公共嘱託登記に係る受託事業

不動産取引の円滑化のために、各官公署から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を能力と組織力を活かし適正かつ迅速な処理を行いました。

本年度は、官公署の嘱託登記業務を57件受託し、業務を完了しました。

ロ. 地図整備の促進に係る受託事業

不動産の現状がどのような形状でどのような区画になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となります。県内の登記所備付地図においては都市部の市街化地区に未整備の地域がまだあり、不動産取引や公共事業を行う際には境界確認のために多くの費用と時間を要しています。不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化を推進するために、地図作成作業を多数の社員が組織的に処理をし、不動産の境界に関する問題を官民一体となって解決する事で不特定多数の人々の利益に貢献しました。

本年度は登記所備付地図作成作業として、弘前市豊原地区において一筆地調査・測量業務を行い、0.39㎢すべての筆界が確定し1281筆の地図が整備されました。また、春からは八戸市吹上・類家地区において作業を行っています。

ハ. 登記基準点設置事業

新設基準点として十和田市内に3級基準点を6点設置しました。成果についてはホームページ上で確認できます。

ヘリサイン基準点設置に関しては八戸市の防災ハザードマップに沿って計画することで協議をしてきましたが、予算の都合上打ち切ることとしました。

ニ. 基準点点検測量事業

当協会が行った地図整備作業で設置された基準点について、点検測量を行いました。観測したのは、平成27年に設置された弘前市住吉町地区の基準点2点であり、結果をホームページで公開しました。令和元年にも同地区で点検をしています、そのうち1点は工事で亡失したため、新たな点を点検しました。

ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の未登記建物物件において、官公署と協議の上、協会が自主的に建物表題登記を行い権利の明確化に寄与することを目的としました。今年度は、弘前市城東児童館の建物表題登記を行いました。

ヘ. 境界標埋設事業

登記所備付地図作成作業において1987点の境界標を自主設置しました。これは全体の55%を占めており、既設境界標を合わせると90%の境界点を現地で確認することができるようになりました。これにより、不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化に大きく寄与することができました。なお、次年度以降のこの事業については発注者業務に含まれることになったため、自主事業としての報告はいたしません。

ト. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

令和5年6月16日、青森市アピオあおもりにて登記測量研修会を開催しました。講演内容及び講師は「狭あい道路の解消に向けた取組等」を国土交通省東北地方整備局建政部住宅調整官 野原邦治氏に、「狭あい道路整備事業の実務」を公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 佐藤吉和氏に、そして「相続登記の申請義務化について」を青森地方法務局登記部門第一統括登記官 鎌田光氏に行っていただきました。今回は講演内容を考慮し、青森県宅地建物取引業協会や青森県建築士事務所協会へも告知をしました。参加者は官公署職員35名、土地家屋調査士32名、一般20名の合計87名でした。

チ. 登記の現状に関する情報提供

当協会として報告を行う案件はありませんでした。

3. その他

イ. 新型コロナウイルス感染拡大の落ち着いたを受けて、他県の公嘱協会との連絡協議会では現地参加人数が回復してきました。一方で研修会はWeb参加も併用で行われ、柔軟な対応となりました。5類感染症移行後は各自の判断による感染対策で活動しました。

地図作成作業では遠隔地居住者の現地立会を必須とせず、写真郵送による確認も行いました。

ロ. 地図作成作業において作業状況の共有を行い、事故防止に努めました。